

第2次上関町男女共同参画プラン

上関町 DV 被害者支援計画・上関町女性活躍推進計画・上関町困難女性支援基本計画

令和7年4月

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 本計画とSDGsとの関連性	3
4 計画の期間	3
5 計画策定の背景	4

第2章 計画の内容

1 基本理念	9
2 計画の体系と内容	10
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	11
重点目標1 重点目標1 男女共同参画意識の醸成に向けた意識づくりの推進	
重点目標2 家庭における男女共同参画の推進	
基本目標2 誰もが活躍できる社会づくり	12
重点目標3 女性の政策決定などへの参画の促進	
重点目標4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	
基本目標3 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	14
重点目標5 男女間のあらゆる暴力の根絶	
重点目標6 男女の生涯にわたる身体的、精神的な健康の支援	
重点目標7 生活に困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境づくり	
重点目標8 女性視点を反映した地域の防災力向上	
第3章 計画の推進	18

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会の形成を目指して、社会全体、全国各地で現在までにさまざまな取り組みがなされています。

平成27年(2015年)9月に国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、持続可能な開発目標(SDGs)には、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが17のゴールの一つとして掲げられ、ジェンダー平等は日本社会だけでなく、よりよい世界を目指すための国際的に取り組むべき目標とされています。

これまでの取り組みから女性の参画が進んでいる分野もある一方で、社会全体における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの存在は依然として残っています。また、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

当町では、平成22年(2010年)に「第1次上関町男女共同参画計画」、平成28年に「第2次上関町男女共同参画計画」、そして令和2年(2020年)には、第3次改定にあたる「第1次上関町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進してきました。

急激に変化する社会情勢の中で、上関町では男女が性別に関わりなく、個性と能力を発揮し、平等な主体として共にいきいきと生活できる地域社会を実現するため、国の「第5次男女共同参画基本計画」、山口県の「第5次山口県男女共同参画基本計画」などを踏まえ、「上関町総合計画」やその他の関連計画等と整合性を図りながら、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくための指針として、「第2次上関町男女共同参画プラン」を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 市町村男女共同参画計画としての位置付け

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けられるものです。また、男女共同参画社会の実現に向けた本町の基本的な考え方や施策の方向を示すものであり、行政・住民及び事業者がその実現に向けて一体となって取り組むための指針となる計画です。

(2) 法令及び関連計画との整合性

本計画は、男女共同参画社会基本法、国の男女共同参画基本計画及び山口県男女共同参画基本計画を踏まえ、上関町総合計画及びその他の関連計画との整合性を図っています。

(3) 上関町DV防止基本計画としての位置付け

本計画の重点目標5に関連する部分は、本町における配偶者からの暴力防止及び被害者の保護・支援に関する基本的な考え方及び施策の方向性を示すものとして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定する基本計画として位置付けます。

(4) 上関町女性活躍推進計画としての位置付け

本計画の重点目標3及び4に関連する部分は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。

(5) 上関町困難女性支援基本計画としての位置付け

本計画の重点目標5及び7に関連する部分は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

3 本計画とSDGsとの関連性

SDGsとは、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略で、平成27年(2015年)に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(行動計画)」の中核とされる17のゴールのことです。SDGsは、令和12年(2030年)までに達成を目指す全世界共通の目標とされ、貧困の撲滅など、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すことが理念に掲げられています。

本計画の内容については、SDGsの17のゴールのうち、

- 5. ジェンダー平等を実現しよう
- 8. 働きがいも経済成長も
- 10. 人や国の不平等をなくそう
- 11. 住み続けられるまちづくりを
- 17. パートナーシップで目標を達成しよう

につながるものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間としますが、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5 計画策定の背景

(1) 国の動き

1. 「第5次男女共同参画基本計画」の策定

令和2年(2020年)12月に男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第5次男女共同参画基本計画」が定められました(令和5年12月に一部変更)。目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとされています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包括的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

2. 「女性活躍推進法」の改正

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)において、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や、女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度(プラチナえるぼし)の創設を内容とする一部改正法が令和元年(2019年)5月に成立し、令和4年(2022年)4月に全面施行されました(特例認定制度の創設は令和2年(2020年)6月施行)。

女性活躍推進法では、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るものとされています。

- ・ 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること

- ・ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ・ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

3. 「働き方改革関連法」の成立

平成30年(2018年)に、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進することを目的とした、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。これにより、労働に関する8つの法律「労働基準法」「労働時間等設定改善法」「労働安全衛生法」「じん肺法」「パートタイム労働法」「労働者派遣法」「労働契約法」「雇用対策法」が改正され、時間外労働の上限設定や年次有給休暇の取得義務の導入、雇用形態に関わらない公正な待遇確保等の措置が、平成31年(2019年)4月から順次施行されました。

4. 「男女雇用機会均等法」の改正

「男女雇用機会均等法」において、職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置について事業主への義務付けを内容とする改正がなされ、平成29年(2017年)1月に施行されました。

また、令和元年(2019年)6月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止等、ハラスメント対策の強化について、令和2年(2020年)6月から施行されました。

5. 「配偶者暴力防止法」の改正

令和5年(2023年)5月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正され、令和6年(2024年)4月から施行されました。これにより身体的な暴力だけでなく、言葉や態度による精神的な暴力でも、裁判所が被害者に近づくことなどを禁止する「保護命令」を出すことができるようになりました。

6. 「育児・介護休業法」及び「次世代育成支援対策推進法」の改正

令和3年(2021年)6月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、育児休業を取得しやすい雇用環境整備、妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設などが段階的に施行されています。

令和6年(2024年)5月の改正では、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化がなされ、令和7年4月に施行となりました。

7. 「困難女性支援法」の制定

令和4年(2022年)5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、は令和6年(2024年)年4月に施行されました。

この法律は、日常生活又は社会生活を営む中で、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い現状を改善し、女性の福祉の増進を図るために制定されたもので、困難な問題を抱える女性が、意思を尊重され、最適な支援を受けられるようにするために、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することなどが定められています。

8. 「LGBT理解増進法」の制定

令和5年(2023年)6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立・公布されました。

この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする差別はあってはならないという基本理念のもと、国や自治体、企業、学校に対して、多様性の理解の増進を求めるものです。

(2) 山口県のとりくみ

1. 第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

令和6年(2024年)3月に、地方創生の取組の方向を示す第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」が掲げられ、地域や職場における女性の活躍を促進することとされています。また、厳しさを増す人口減少の克服に向け、当事者である若者・女性のニーズや地域の実情を的確にとらえた取組の強化を図るため、令和7年(2025年)3月に改定が行われました。

2. 「山口県配偶者暴力等対策基本計画」の改定

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正等を踏まえて、「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」が令和3年(2021年)3月に改訂され、DV対応と児童虐待対応との連携などが強化されました。

3. 「山口県男女共同参画基本計画」の改定

令和3年(2021年)3月に、社会の幅広い分野において男女共同参画の取組を総合的・計画的に推進するため、「第5次山口県男女共同参画基本計画」が策定されました。

4. 「山口県パートナーシップ宣誓制度」の制定

令和6年(2024年)3月に、性の多様性を認め合い、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、LGBT理解増進法に基づく、性の多様性に関する理解増進施策として「山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱」が制定されました(施行は令和6年(2024年)9月)。

(3) 上関町のとりくみ

1. 第6次上関町総合計画の策定

2025年(令和7年)3月に「第6次上関町総合計画」を策定し、

- ①「少子化対策と保健・医療・福祉サービスの維持」
- ②「U・Iターンの奨励と定住対策」
- ③「関係人口・交流人口の創出・拡大につながる取組」
- ④「町の社会基盤の維持管理」
- ⑤「デジタル化の推進」

の5つを重点方向として据え、施策を推進していくこととなりました。

施策の柱となる5つの基本目標のうち「安心して暮らせるまちづくり」には、「性別、人種、個々の状態等に関わらず、基本的人権が守られ、誰もが尊重される地域社会の実現をめざす」ことが織り込まれ、この「第2次上関町男女共同参画プラン」が関連計画として位置づけられています。

2. 上関町次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画の策定

令和3年3月に特定事業主行動計画の後期行動計画が策定され、女性職員の妊娠中・出産後における配慮や男性の子育て目的の休暇等の取得促進、育児休業等を取得しやすい環境の整備等や長時間勤務の是正等男女双方の働き方改革などを計画内容とし、町が一事業者として女性職員の活躍の推進に資する目標等を明示しました。

第2章 計画の内容

1 基本理念

男女が共に考え共に尊重し

共に支え合いながら生きるまちづくり

2 計画の体系と内容

基本目標1 男女共同参画社会の実現 に向けた基盤づくり	重点目標1 男女共同参画意識の醸成に向けた意識 づくりの推進 重点目標2 家庭における男女共同参画の推進
基本目標2 誰もが活躍できる社会づくり	重点目標3 女性の政策決定などへの参画の促進 重点目標4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調 和)の推進
基本目標3 男女が健康で、安心・安全 に暮らせる社会づくり	重点目標5 男女間の暴力を根絶 重点目標6 男女の生涯にわたる身体的、精神的な 健康の支援 重点目標7 生活に困難を抱えた男女が安心して暮ら せる環境づくり 重点目標8 女性視点を反映した地域の防災力向上

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画社会とは、性別に関わりなく一人ひとりが人として、互いの人権や人格を尊重され、様々な分野で個性と能力が十分に発揮し、平等な主体として共にいきいきと生活できる社会です。

これまでの社会全体の取り組みから、固定的な性別役割分担意識は改善の傾向にありますが、男女の地位の平等間については、依然として様々な場面で「男性の方が優遇されている」と感じる人が多くいる現状となっています。

また、男女という性別のみならず、LGBTQなど性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々についての正しい理解を促進し、多様性を認め合う意識の醸成を図るため、人権尊重の観点からの取組が必要です。

少子高齢化による家族形態の変化や個人の生き方が多様化する中で、性別に関わらず、個人が尊重され、すべての人が人間らしく生きることができるよう、人権尊重の意識づくりを図りながら、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野で参画できるよう社会を構築していく必要があります。

重点目標 1 男女共同参画意識の醸成に向けた意識づくりの推進

これまでの男女共同参画の実現に向けた社会全体の取り組みの中で、男女共同参画意識は向上の傾向にあります。男女共同参画に関する用語のうち、見たり聞いたことのあるものの調査結果として「DV(ドメスティック・バイオレンス)」が77.6%で最も高く、次いで「男女雇用機会均等法」が73.6%、「性的マイノリティ(LGBTQ)」が67.7%、「男女共同参画社会」が67.0%と半数以上となっています。

しかし、「ワーク・ライフ・バランス」30.3%、「LGBT理解増進法」24.4%、「女性活躍推進法」19.3%と、男女共同参画に直結する考え方や、近年制定された法令に関しては、まだ認識が十分とは言えない状況です。(「男女共同参画に関する県民意識調査報告書」令和7年3月山口県)

男女共同参画及び人権尊重の意義や必要性について、一人ひとりが認識し、理解を深められるよう、更なる意識づくりの推進が必要となっています。

(1) 広報・啓発活動の推進

国や県、各関係機関から発信される啓発資料について、住民の方がふれやすい形での活用・周知を行い、意識醸成の促進に努めます。

(2) 表現への配慮

町の政策策定や発行物において、男女の役割の固定化や不平等につながる表現等に十分配慮し、男女平等・人権尊重の視点に立った表現に努めます。

重点目標 2 家庭における男女共同参画の推進

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、山口県の調査では「賛成・どちらかといえば賛成」と考える人の割合が27%、「反対・どちらかといえば反対」と考える人が62.7%と、家庭での固定的役割分担については反対と考える方が多くいる状況です。一方で、「家庭生活の中で、男女の地位は平等になっていると思うかという」問いについては、「男性の方が優遇されている」とする人が52.0%、「平等」が33.6%、「女性の方が優遇されている」が7.0%となっています。（「男女共同参画に関する県民意識調査報告書」令和7年3月山口県）

考え方と実態の環境との間で、ずれがある現況から家庭生活の中での男女平等を向上させる取り組みを推進します。

(1) 固定的性別役割分担意識の解消の更なる推進

性別による役割分担意識や社会制度・慣行にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるような学習機会を設け、性別や世代に関わらない意識改革を推進します。

(2) 父親の子育ての推進

母子手帳の交付時や家庭訪問等の機会を利用し、県のパンフレットを活用した説明や個別面談を通して父親の積極的な子育てを推進します。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が共同して家庭での役割に取り組めるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の周知に取り組み、男女の別に関わらず育児・介護休業が取得できる環境づくりを推進します。

基本目標 2 誰もが活躍できる社会づくり

多様な個性と能力を持つ人材が、さまざまな立場から社会のあらゆる分野に参画し、性別に関わりなく、能力を発揮しながら活力ある社会を実現することは、男女共同参画社会の目標とするところです。

雇用の分野における女性参画の促進には、男女の雇用の均等な機会と、ライフスタイルに合わせた多様な働き方に対応できる職場環境の整備が必要で、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現できる社会につながります。

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野においての政策、方針決定過程に参画できる機会を確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受できる社会づくりをめざします。

重点目標 3 女性の政策決定などへの参画の促進

政策や方針決定などへの女性の参画は、社会の構造や仕組みを変えていく力となり、多様な発想や価値観が反映された調和のとれたまちづくりを展開することにもつながります。

男女双方の視点から優れた点を引き出し、まちの発展につなげるため、町が一事業者として先頭に立って女性活躍の推進に努めます。

(1) 審議会などへの女性参画の促進

女性委員比率ゼロの審議会などの解消や審議会委員の選出方法などの見直しを行い、参画意欲のある女性の積極的な登用を推進します。

(2) 女性の職域拡大と管理職への登用促進

男女の平等で対等な参画、能力発揮の機会の確保、政策や方針決定への参画の促進を目指し、職員の意識改革や能力開発、女性の職域拡大や個々の能力と適性に応じた管理職への登用を推進します。

重点目標 4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に家事・育児、地域とのつながり、自己啓発などの生活も暮らしに欠かすことのできないものであり、それぞれの充実があってこそ一人ひとりの暮らしが豊かになると考えられます。

しかし現実には、安定した仕事に就けず経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と育児や介護との両立に悩むなど仕事と生活の間で問題を抱える人が多くいます。

男女が共に仕事と家事、育児・介護等の家庭生活及び地域生活との均衡を図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるような意識の醸成、仕事と家庭の両立支援を進めます。

(1)ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及

一人ひとりが、豊かで充実した生活を実感できるよう、仕事と生活の調和の考え方の普及に努め、家庭や地域における男女共同参画を推進します。

(2)育児・介護にかかる環境づくりの推進

ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、育児、介護休業が取得できる環境づくり推進するとともに、仕事と育児、介護の両立のため、子育て支援及び介護支援の充実を図ります。

基本目標 3 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

一人ひとりの人権が尊重され、生涯を通して健康で安心・安全に暮らすことのできる社会づくりは、男女共同参画社会の実現において最も重要な課題の一つです。

男女の性差はもとより、異文化などの多様性についての理解を促進し、また、それぞれの事情に寄り添った町の運営を構築していくことにより、皆が心身ともに安心・安全に暮らせる社会を目指します。

重点目標 5 男女間のあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力(DV)や性犯罪・性暴力、ストーカー行為等の暴力は、その被害者の多くが女性であり、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。DV及び性暴力被害の相談件数は増加傾向にあります。配偶者からの暴力の被害経験は男性では18.1%、女性では31.0%、交際相手からの暴力の被害経験は男性では7.3%、女性では28.8%、また、性暴力の被害経験は男性では2.8%、女性では28.2%と男女で開きがあります。また、配偶者からの暴力の被害者のうち約6割が被害をどこ(だれ)にも相談していないという状況にあります。(「男女間における暴力等に関する調査報告書」令和7年3月山口県)

身体的な被害だけでなく、SNSなどのインターネット上のコミュニケーションツールを経由した暴力なども問題となっており、どのような形態の暴力も、被害者の尊厳を深く傷つける行為であり、決して許されるものではありません。

あらゆる暴力の根絶に向け、地域社会一体で暴力を許さない気運の醸成を図り、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて被害の潜在化を防ぎます。

(1)啓発活動の推進

人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない意識を醸成するための啓発活動を推進します。

(2)暴力の形態の多様化についての啓発推進

SNSなどのインターネット上のコミュニケーションツールを経由した暴力の存在の周知を行い、被害の当事者にならないための啓発を推進します。

(3)相談窓口の周知

DV や性犯罪、性暴力被害等の相談窓口につながる全国共通短縮番号の周知を行い、対面以外でも相談をしやすい環境づくりを推進します。

重点目標 6 男女の生涯にわたる身体的、精神的な健康の支援

男女がお互いの身体的性差について、十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、思いやりをもって生きていくことは男女共同参画社会の形成にあつての前提です。生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することについて留意し、自分の健康を保持できるよう支援に努めます。

また、次世代を担う子どもの健全育成と妊産婦などの健康の保持増進を目指して、妊娠、出産、育児についての正しい知識の普及を行い、母体と乳幼児の健康管理のため、母子保健法などに基づく健診や保健指導の保健サービスの充実に取り組みます。

(1)リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念の周知

広報や講座等の開催を通して、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康・権利)の尊重のための周知・啓発に努めます。

(2)母子の健康診査、保健指導の充実

妊産婦及び新生児の疾病の早期発見、治療など、健康を保持するため保健所などとも連携し、母子の定期健康診査の受診を勧奨し、保健師などによる相談事業の充実に努めます。

(3)性差を踏まえた健康維持支援や生活習慣病の予防施策

性差に応じたがん検診(乳がん、子宮がん、前立腺がん)や受診勧奨、心身の健康維持支援及び生活習慣病の予防を促進します。

重点目標 7 生活に困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境づくり

非正規雇用労働者や単身世帯、ひとり親世帯の増加による経済上の困難の他、就労や病気、障害、高齢、国籍、性的マイノリティなど生活上の困難の事情は多岐にわたります。

特に女性においては、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすい状況にあることや、妊娠・出産等影響等の女性特有の問題が存在することや、ひとり親、非正規雇用労働に就きやすい就業構造など社会経済的困窮に陥るおそれがある大きな状況があります。

また、高齢者や障がい者、外国人および性的マイノリティの方など、生活の中で様々な困難を抱える場合において、それぞれの事情に配慮しながら一人ひとりが安心して暮らせる環境づくりに努めます。

(1)さまざまな困難を抱える女性の支援のための相談体制の整備

困難な問題を抱える女性への支援を円滑に進めるため、県や関係機関と連携し、本人の意思を尊重しながら、女性が必要とする支援に適切につなげます。

(2)ひとり親家庭への支援

父子家庭または母子家庭に対し、経済的支援、就労支援、相談支援により、自立に向けた支援を行います。

(3)地域包括ケアシステムの深化

住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行えるよう、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を進めます。

(4)障がい者福祉の充実

障害者相談支援事業及び機関相談支援センター等機能強化事業を事業所に委託し、相談支援体制の確保に努めます。また、柳井圏域地域自立支援協議会を設置し、教育・福祉・就労等の各関係機関や団体と協議を行い、障がい福祉の充実に努めます。

(5)障がい児支援の充実

障がいのある児童や発達に不安のある児童について、早期に発見して早期療育につながるよう、体制の整備を進めます。また、個々の障がいや特性に応じた教育を推進するとともに、学校卒業まで一貫した支援を提供する中で卒業後の進路を見据えた指導を行います。

(6)相談のきっかけづくりの維持

人権擁護委員や行政相談員による人権相談、心配ごと・悩みごと相談、行政相談を実施し、相談窓口が不明なことについても気軽に相談できる体制を継続します。

重点目標 7 女性視点を反映した地域の防災力向上

近年の、地震や豪雨といった大きな災害の多発により、災害時の避難所運営計画や災害に向けての備えの必要性が更に高まっています。非常時において必要とされる配慮や備えは一人ひとりの状況によって異なり、一律での支援では全員のニーズを満たすことが困難です。

計画の段階から男女双方の視点を取り入れ、より行き届いた避難所運営を目指すと同時に、個人それぞれでの必要性にあった災害への備えの一層の周知に取り組み、地域全体の防災力向上に努めます。

(1)防災対策における女性の視点の確保

個別避難計画策定や防災用物資の備蓄、また避難所の運営や被災者支援等において、男女のニーズの違いに対応するため、男女双方の視点を取り入れるよう努めます。

(2)ニーズの違いに配慮した物資の備蓄

男女や子育て家庭等のニーズに配慮し、女性用品や乳幼児用品等の必要物資について備蓄や物資供給の協定により、一定程度の確保に努めます。

(3)住民に対する備蓄の必要性の周知

防災講座等の機会を利用し、町民に対して災害に対する備蓄の必要性を周知し、女性用品や乳幼児用品等の個人によってニーズが異なる生活必需品や食料等について、各自での備えを促します。

第3章 計画の推進

本計画に基づいた施策を着実に実行し、総合的かつ効果的に推進するため全庁的な推進体制の整備を図ります。そのためにも職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立ち、各課が情報の共有化と連携の強化・充実するように努めます。

また、地域における男女共同参画を推進するために、地域・事業所・関係機関・各種団体等との連携・協力体制の充実を図ります。